

令和元年第4回定例会

建設水道常任委員会
会 議 録

日付：令和元年11月26日（火）

場所：大曲庁舎 第3委員会室

令和元年第4回大仙市議会定例会 建設水道常任委員会 会議録

日 時：令和元年11月26日（火曜日） 午前11時02分～午前11時16分

会 場：大曲庁舎 第3委員会室

出席委員（6人）

委員長	15番	佐藤育男	副委員長	17番	児玉裕一
委員	4番	佐藤隆盛	委員	9番	本間輝男
委員	22番	佐藤清吉	委員	26番	高橋敏英

欠席委員（0人）

遅刻委員（0人）

早退委員（0人）

説明のため出席した者

上下水道事業管理者	今野功成		
上下水道局長兼経営管理課長	今久	経営管理課参事	田畑睦子
水道課長	野中正幸	水道課課長待遇	小松春一
下水道課長	佐藤恭悦	下水道課参事	古屋和久

議会事務局職員出席

参事 富樫康隆

審査議案等

- 第1 議案第124号 令和元年度大仙市上水道事業会計補正予算（第1号）
 - 第2 議案第125号 令和元年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第2号）
 - 第3 議案第126号 令和元年度大仙市下水道事業会計補正予算（第2号）
-

○委員長（佐藤育男） まず、建設水道常任委員会、初めての会議です。委員長をまた、やることになりました。なんとかよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、おはようございます。

本日は、本会議休憩中のところをご出席をいただき、ありがとうございます。

最近、もう今日は天気いいですが、寒暖の差が激しい季節ですので、どうか皆さん、健康には十分管理していただきたいと思ひます。

それでは、ただ今より、建設水道常任委員会を開会いたします。

○委員長（佐藤育男） はじめに、委員席の指定を行います。委員席につきましては、議会運営先例集の規定により、ただ今、ご着席の席を指定したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。ご異議ありませんので、委員席は、ただ今、着席の席を指定することに決定いたしました。

○委員長（佐藤育男） それでは、当委員会に付託された事件について、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしくお願ひをいたします。

なお、正確な会議録の作成のため、発言をする際は、委員長の許可を得たあとで、マイクのスイッチを入れてからお願ひをいたします。

○委員長（佐藤育男） 審査に入る前に、当局から挨拶をお願ひいたします。今野上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（今野功成） 上下水道事業管理者の今野です。委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員会構成が変わりまして、初めての委員会審査となります。委員の皆様には委員会審査、所管事務調査をはじめ、様々な面で今後、上下水道事業についてご指導、ご助言をお願ひすることになります。どうかよろしくお願ひいたします。

さて本日、審査をお願ひいたします案件は上水道事業会計、簡易水道事業会計及び下水道事業会計について、それぞれ給与改定及び人事異動に伴う職員給与費の補正予算であります。

この後、それぞれの内容につきまして、今次長兼経営管理課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、初めての委員会でありますので、本席をお借りしまして、上下水道局の幹部職員を紹介させていただきます。

(今野上下水道事業管理者から、出席職員の紹介)

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○委員長(佐藤育男) はい、ありがとうございました。

○委員長(佐藤育男) それでは早速、審査に入ります。

議案第124号、令和元年度大仙市上水道事業会計補正予算(第1号)、議案第125号、令和元年度大仙市簡易水道事業会計補正予算(第2号)及び議案第126号、令和元年度下水道事業会計補正予算(第2号)の3件は、全て職員人件費のみに関するもので、関連がありますので、会議規則の第96条の規定により一括議題といたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 異議なしと認め、本3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長(今久) 上下水道事業会計に係る議案第124号から議案第126号の3案につきましては、いずれも職員人件費に係る補正でありますので、一括してご説明申し上げます。

はじめに議案第124号、令和元年度大仙市上水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算書の55ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、人事院勧告に基づく給与改定及び4月の定期人事異動に伴う職員人件費の減額補正であります。

第2条につきましては、令和元年度大仙市上水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出予定額のうち、第1款 上水道事業費用、第1項 営業費用について1,310万9千円を減額補正し、補正後の額を6億3,933万5千円とし、支出の総額を6億7,555万4千円とするものであります。

第3条につきましては、予算第9条に定めた経費の職員給与費について1,310万9千円を減額補正し、補正後の額を1億482万6千円とするものであります。

続きまして56ページをご覧ください。

第2条の補正予定額1,310万9千円の減額の内訳につきましては、給与改定による増、及び人事異動による減が主なもので、職員11名分の給料、手当、法定福利費等の減額であります。

1目 原水及び浄水費に係る職員1名分として839万3千円の減額、2目 配水及び給水費に係る職員4名分として202万3千円の減額、4目 業務及び総係費に係る職員6名分として269万3千円の減額であります。

次に議案第125号、令和元年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算書の67ページをご覧ください。

本補正につきましても、給与改定及び人事異動に伴う職員人件費の補正であります。

第2条につきましては、令和元年度大仙市簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出予定額のうち、第1款 簡易水道事業費用、第1項 営業費用について899万5千円を減額補正し、補正後の額を10億6,020万円とし、支出の総額を12億3,730万9千円とするものであります。

第3条につきましては、予算第9条に定めた経費の職員給与費について899万5千円を減額補正し、補正後の額を6,580万5千円とするものであります。

続きまして68ページをご覧ください。

第2条の補正予定額899万5千円の内訳につきましては、給与改定による増、及び人事異動による増減が主なもので、職員9名分の給料、手当、法定福利費等の減額であります。

1目 原水及び浄水費に係る職員3名分として32万5千円の増額、2目 配水及び給水費に係る職員3名分として273万9千円の減額、4目 業務及び総係費に係る職員3名分として658万1千円の減額であります。

次に議案第126号、令和元年度大仙市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算書の79ページをご覧ください。

本補正につきましても、先の2会計同様に給与改定及び人事異動に伴う職員人件費の減額補正であります。

第2条につきましては、令和元年度大仙市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出予定額のうち、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用について1,272万円を減額補正し、補正後の額を24億9,739万3千円とし、支出の総額を2

9億2,742万4千円とするものであります。

第3条につきましては、資本的支出の予定額のうち、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費について146万7千円を減額補正し、補正後の額を4億4,137万5千円とし、支出の総額を24億3,245万1千円とするものであります。

また、これらの補正に伴い、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8億8,288万2千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,015万8千円、当年度分損益勘定留保資金8億6,272万4千円で補填するものとする。」に改めるものであります。

続きまして80ページをご覧ください。

第4条につきましては、予算第8条に定めた経費の職員給与費について1,418万7千円を減額補正し、補正後の額を1億1,933万2千円とするものであります。

続きまして81ページをご覧ください。

収益的支出の補正予定額1,272万円の内訳につきましては、給与改定による増、及び人事異動による増減が主なもので、職員16名分の給料、手当、法定福利費等の減額であります。

1目 管渠費に係る職員7名分として1,276万3千円の減額、5目 総係費に係る職員7名分として4万3千円の増額であります。

また、資本的支出の内訳につきまして同様に、職員2名分として146万7千円の減額であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本3件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本3件は原案のとおり可決すべきものと決
しました。

○委員長（佐藤育男） 以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は、全
て終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご
一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、そのように決しました。

これで、建設水道常任委員会を閉会いたします。

どうも、お疲れさまでした。

午前11時16分 閉 会

大仙市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和元年 月 日

大仙市議会 建設水道常任委員会委員長 佐藤育男